

[事案 27-205] 契約無効請求

・平成 28 年 12 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

自分の意思とは全く違う生命保険に加入したことを理由として、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 5 月に契約した 2 つの変額保険について、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 資産運用目的で個人年金への加入を希望しており、パンフレットや設計書による説明を受けておらず、意向確認書も書いた記憶がない。
- (2) 契約のしおり・申込書の控えも受け取っていないため、自己の契約の内容を把握できず、保険証券が届いて初めて自分の意思とは違う契約に加入したことを知った。

<保険会社の主張>

募集人は申立人に対し本件契約の内容について十分な説明を行っており、申立人は意向確認書等に署名していることなどから、本件契約が生命保険であることを認識していたことを理由に、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど募集時の状況を把握するため、申立人、募集人および募集人の配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件契約の取消しは認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人による申立人の意向確認が不十分であり、また、十分な説明がされたのか疑問が残る。
- (2) 保険を 2 つに分けた理由についての募集人の説明は、合理的に理解するために十分なものとはいえ、多額の保険料を一括前納する本件契約や別会社の医療保険など申立人との取引を重ねている事情を考慮すると、なおさら問題があり、募集人は、丁寧な意向確認、説明を行うべきである。
- (3) 契約内容の訂正申請書の取付けを募集人本人が行わず、本件契約についての販売資格を有さない募集人の配偶者に依頼したが、特段手続を急ぐべき事情も認められない状況においては、募集人自身が対応することがより適切であった。
- (4) 申立人が安易に募集人の配偶者、募集人を信頼し、保険契約の内容にあまり注意を払わないまま申込みをした事情を考慮しても、上記募集人の対応の問題性は払拭されない。